

令和2年11月福島県議会臨時会知事説明要旨

(令和2年11月30日)

11月県議会臨時会が開催されるに当たり、緊急に対応すべき重要な議案を提出いたしました。

以下、そのあらましについて御説明いたしますが、それに先立ち、一言申し上げます。

先日、私が新型コロナウイルス感染症の陽性者として確認された職員の濃厚接触者と判定されたことから、11月27日まで自宅待機しながら公務を続けてまいりました。

この間、県民の皆さんには、御迷惑をお掛けいたしました。県政運営に支障が生じることがないように、様々な手段を通じて公務を行ってまいりました。

全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が継続している状況でありますので、県民の皆さんには、「新しい生活様式」の実践など、基本的な感染症対策を改めてお願いするとともに、県といたしましても、引き続き、検査・医療体制の充実強化を図りながら、感染拡大の防止に全力で取り組んでまいります。

続いて、提出議案について御説明申し上げます。

去る10月26日及び11月9日に県人事委員会から、期末手当の

改定等を内容とする報告及び勧告があったところであり、県といたしましては、このうち期末手当の改定について、勧告制度の趣旨、その他諸般の事情を総合的に勘案した結果、勧告どおり所要の改定を行うこととし、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」など、条例5件を今臨時会に提出いたしました。

また、その他の議案といたしましては、「専決処分の報告及びその承認について」1件を提出いたしております。

慎重に御審議の上、速やかな議決をお願いいたします。